

# 「アットホーム 空き家バンク」公開までの流れ

## 1. 【自治体さま】

- ・「アットホーム 空き家バンク ご利用申込書」に必要事項をご記入の上、メールにて弊社にお申込みください。

「アットホーム 空き家バンク ご利用申込書」に記載されている、「自治体以外の宅地建物取引業者やNPO 法人等を問合せ先に登録する」※1を選択された場合や、【その他のコンテンツ】の「おためし移住体験の情報に情報掲載を希望する」※2、「公的不動産（PRE）物件情報サイトを利用する」※3を選択された場合は、弊社より貴自治体との間で疎通確認済みのメールアドレス宛に以下の書類を送付させていただきます。

- ※1 「提携事業者さま向けユーザ登録申込書」…物件情報の問合せ先に「自治体以外に宅地建物取引業者やNPO 法人等を問合せ先に登録する」を希望される場合に必要となります。
- ※2 「おためし移住体験の情報」利用申込書…「おためし移住体験の情報」に公開を希望される場合に必要となります。
- ※3 「公的不動産（PRE）物件情報サイト」ご利用申込書 兼 物件公開依頼書…公的不動産（PRE）物件情報サイトに情報公開を希望される場合に必要となります。



## 2. 【弊社】

- ・「自治体専用ページ」の制作完了後、同ページのURL とコントロールパネルのID・パスワード、操作マニュアルをメールにて送付いたします。  
\*制作内容によりお時間をいただく場合がございます。



## 3. 【自治体さま】

- ・弊社よりお送りするメールに記載された「自治体専用ページ」のURL にアクセスし表示内容をご確認ください。
- ・物件情報の登録・公開指示をお願いします。
- \*物件情報の登録・公開指示を行うことで「アットホーム 空き家バンク」および「自治体専用ページ」に情報が公開されます。

\*公開指示から公開までには若干の時間がかかります。

\*物件登録時、入力必須項目に漏れ等がある場合はアラート表示されますので、修正の上、再度公開指示をお願いいたします。

- ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

.....  
「アットホーム 空き家バンク」相談窓口  
<メールでのお問い合わせ> akiya\_soudan@athome.co.jp

<お電話でのお問い合わせ> カスタマーセンター0570-01-1967（ナビダイヤル）  
※受付時間 9：00～17：00（土、日、祝、特定日を除く）  
.....